

〒650-0032

神戸市中央区伊藤町 111 番地

神戸商工中金ビル4階

神戸市行政事務センター

国民健康保険係

「限度額適用認定証」担当 行

← 切り取って封筒の宛名として  
ご利用ください。

<送付いただく書類>

確認	書類	備考
	限度額適用認定証等申請書	
	交付済の限度額適用認定証等	証を破損や汚損されて再交付を希望される場合のみ
	本人確認書類のコピー	申請者および証の交付を希望する方の分
	長期入院（過去 12 カ月の入院日数が 91 日以上）を確認できる領収書等のコピー	食事代・居住費の「標準負担額減額認定証」の交付を受けようとする方で、市民税非課税世帯の方（70～74 歳の方は「低所得 2」該当）
	発行後原則 3 カ月以内の登記事項証明書（原本） ※原本は、こちらでコピー後、限度額適用認定証等に同封して返却いたします。	成年後見人等の方 ※成年後見人等を弁護士や司法書士等の専門職に委任されている場合は、登記事項証明書に記載の住所と氏名が確認できる本人確認書類のコピー
	病院職員の本人確認書類と病院職員と分かるもの（コピー）と返信用封筒（病院の住所を記入）	病院職員からの申請の場合 病院職員と分かるもの（職員証等。名刺や名札は不可）

※本人確認書類（a または b のいずれか）

a：1 つで良いもの

兵庫県国民健康保険証または資格確認書（神戸市の国民健康保険加入者に限る）、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）、療育手帳、運転経歴証明書、その他官公署の発行する顔写真付きの証明書

b：2 つ必要なもの

健康保険証、資格確認書（神戸市の国民健康保険以外）、資格情報のお知らせ、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳、その他公的機関が発行する書類で氏名、生年月日又は住所が確認できるもの